

高知県農業参入企業立地促進事業費補助金交付要綱の制定について

制度概要

(1) 補助目的

農業生産施設等の新增設経費に対して助成することにより、本県への農業参入に係る企業立地を促進するとともに、農業及び農村地域の発展並びに雇用機会の拡大を図り、本県農業の基盤強化を図る。

(2) 補助要件

- ・ 知事の指定を受けた企業であること（企業指定）
- ・ 原則として企業指定日から3年以内に操業開始すること
- ・ 操業開始1年以内の新規雇用者が5人以上であること
- ・ 投下固定資産額が5,000万円以上であること
- ・ 日本標準産業分類の農業の次のいずれかに該当するものうち、高度な環境制御等により野菜等植物の周年・計画生産を行うアからキに該当するもの及びその生産に密接に関連するクからコに該当するもの
 - ア 米作以外の穀作農業
 - イ 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）
 - ウ 果樹作農業
 - エ 花き作農業
 - オ 工芸農作物農業
 - カ ばれいしょ・かんしょ作農業
 - キ その他の耕種農業
 - ク 穀作サービス業
 - ケ 野菜作・果樹作サービス業
 - コ 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業

(3) 補助対象経費

- ① 土地の取得に要する経費（一括分譲のみ）
- ② 施設及びその附属設備の取得に要する経費
- ③ その他減価償却資産の取得に要する経費
- ④ 県内新規雇用者の雇用に要する経費

(4) 補助率及び補助額（予算の範囲内で助成）

- ①～③：25%以内
- ④：県内新規雇用者1人につき100万円（正規社員）又は80万円（非正規社員）を乗じて得た額（企業指定の日から操業開始後1年を経過する日までの間に雇用され、その雇用期間が6ヵ月を経過している県内新規雇用者が対象）

(5) 補助限度額

50億円（補助金は、一企業につき一会計年度あたり3億円を上限に交付）